

あおもり移住・交流推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「あおもり移住・交流推進協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、本県への移住及び本県との交流を希望する者への情報発信、県内における受入体制の整備等について、会員が相互に連携して取り組むことにより、本県への移住及び本県との交流を促進し、もって人口減少社会における地域力の再生・創出に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項に取り組む。

- (1) 移住・交流推進に係るプロジェクトの企画及び実施に関すること。
- (2) その他、前条の目的を達するために必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する一般会員及び自治体会員をもって構成する。

2 一般会員は、事業者（法人又は個人事業者）及び団体等とする。ただし、次に掲げる場合に該当する事業者（法人又は個人事業者）及び団体等を除く。

- (1) 青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9号）の基本理念に照らし、一般会員となることが不相当であると認められるとき。
- (2) その他第2条の目的に照らし、一般会員となることが不相当であると認められるとき。

3 自治体会員は、県内の市町村及び県とする。

(入会)

第5条 本会に新たに入会しようとする者は、入会申込書（様式1）を事務局に提出し、会長の承認を受けなければならない。

(退会)

第6条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長の承認をもって会員の資格を喪失する。

- (1) 書面により退会を申し出たとき
- (2) 会員である法人が消滅したとき
- (3) 第4条第2項各号いずれかに該当することが認められたとき

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 若干名

2 会長は、青森県子ども家庭部次長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、会長が指名し、会員の承認をもって決定する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長は、会員の入会及び退会を承認する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

- 第9条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会は、次に挙げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業計画・報告及び予算・決算に関すること。
 - (3) その他、協議会の運営に関する重要なこと。
 - 3 会員は、やむを得ない事由により会議に出席することができないときは、当該団体に所属する者を代理人として選任し、その職務を行わせることができる。
 - 4 会議の議事は、出席した自治体会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 5 議長が必要と認めるときは、書面による表決をもって第2項に掲げる事項を決定することができる。

(会長の専決処分)

- 第10条 会長は、協議会を招集する時間的余裕がないとき、又は、簡易な事項については、これらを専決処分することができる。
- 2 会長は、前条の規定により専決処分をしたときは、これを次の協議会において報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

- 第11条 協議会の事務局を青森県子ども家庭部において移住・交流を担当する課に置く。
- 2 事務局に関する事項については、会長が別に定める。

(会計)

- 第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

- 第13条 協議会は、その目的が達成されたとき、又はやむを得ない事由のある場合は、会議の議決を経て解散することができる。
- 2 協議会が解散した場合において、残余財産があるときは、会長が協議会に諮り処理する。

(その他)

- 第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年11月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

入会申込書

あおもり移住・交流推進協議会会長 殿

事業者の名称
代表者氏名

あおもり移住・交流推進協議会規約を了承の上、下記により入会を申し込みます。

事業者の名称	
代表者氏名	
所在地	
電話番号	
FAX番号	
担当者氏名	
担当者所属・職名	
担当者メールアドレス	
<input type="checkbox"/> あおもり移住・交流推進協議会規約第4条第2項各号（欠格事由）に該当しない。 （該当しないときは、□にチェックをしてください。）	

業種（できるだけ簡潔かつ具体的にご記入ください）	
事業概要	活動エリア
	<input type="checkbox"/> 県内全域 <input type="checkbox"/> 県内一部地域 ()
<p>アピールポイント</p> <p>※ご記入いただく内容により、いずれか一方又は両方にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 移住・交流（希望）者への支援</p> <p>・移住・交流（希望）者への支援として、このようなことができる又はしたい。</p> <p><input type="checkbox"/> 自治体との連携</p> <p>・移住・交流推進のため、自治体と連携して、このようなことができる又はしたい。</p> <p>※簡条書きスタイルで構いません。300字程度</p>	

※事業概要などが分かるパンフレットなどの資料があれば、1部ご提供ください。

※ご記入いただいた内容は、会員の皆様の取組への理解を深め、会員相互の連携を促進させるため、各会員が取り組んでいる又は取り組みたい内容等を紹介する「会員 PR 集」として会員の皆様に配付させていただくほか、協議会による移住・交流推進のための PR に活用させていただきます。

《提出先》

あおもり移住・交流推進協議会事務局

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

（青森県子ども家庭部若者定着還流促進課内）